

登録担当者の方へ（各種登録上の注意について）

過去の事例に基づいた登録上の注意事項について、お知らせいたします。各都道府県協会、各チーム、個人においても留意の上、各種登録を行ってください。

1. 海外移籍における注意事項（その都度、日本協会事務局 床尾さんに相談のこと）

- ①別紙手続き手順を参照の上、必ず日本協会に相談、移籍手続きを行ってください。
海外へ行く場合、また海外のチームから離籍して日本のチームへ帰ってくる場合の両方ともに大陸間移籍証明書が必要となります。
特に、帰国後の日本協会登録は海外移籍証明書が発行された後に可能となります。移籍証明書が無い（海外チームの契約は切れているが、大陸連盟間の移籍証明ができていない状態）では日本でプレーするとトラブルのもととなりますので、必ず移籍手続きが完了してから、日本のチームでの登録をしてください。
- ②当該年度の国体には、4月1日までに帰国して、出場する県に在住しておかなければなりませんので、留意が必要です。
- ③また、ふるさと制度（2年間）を利用して、国体に出場することは可能ですが、国体一次登録が完了する前に、離籍、大陸間移籍など完了させて帰国した上で、国内チームに所属してください。
- ④代表活動においては、一時的に認められていますが、大学生が留学し、一時帰国して在籍している大学チームで試合に出場することについては、あくまでも留学先海外チームとの契約内容において認められますので、渡航時に契約条件について確認しておいてください。

2. 国体登録

①役員の資格

国体チームの監督を務めるためには、旧指導員（現コーチ1）以上の資格が必要ですが、有効期限にも留意が必要です。開催年度末までの有効期限があるものでなければなりません。

9月中に国体が終了する場合でも、9月30日までの有効期限の資格では、出場できませんので必ず有効期間を確認、更新を怠らないようにしましょう。

- ②その他、ふるさと制度の利用、出場資格については国民体育大会の実施要領等を熟読して手続きを行うこと。

3. 協会Web登録

毎年度のチーム・役員・選手登録はWEBシステムを通して年度初めに行っていますが、チームも個人もIDは継続して使用します。したがって、小学生の時に登録した選手は、中学生になっても、高校生、大学生になってもそのままのIDを引き継いで登録しなければなりません。

①最初の登録で生年月日や名前（漢字・ふりがな）の間違が多く、そのまま登録され、使用されていることが見受けられます。大会申込時に、別様式での申込用紙と登録内容を確認する際に発覚することが多く、大会主催者の手を煩わせています。

毎年度、またカテゴリーが変わった際の登録時には、確認いただき、間違いのあった場合には修正をお願いします。

②修正方法は次の通りです。

まず、一旦以前の間での間違った内容で登録します。登録が完了した後に担当者が内容を変更することができます。変更項目は性別も含めすべてです。

③協会役員登録・審判員登録について

チーム役員や選手と協会役員や審判員を兼任されている方が多くいらっしゃいますので、以下注意をしてください。

(1) チーム役員・選手登録と都道府県協会、並びに審判員登録は兼任者が重複した場合、登録できません。それぞれにお金の支払いを完了させてから行ってください。基本的には、チーム役員・選手、審判員、協会役員の順で早めに登録を完了させることをお勧めします。

したがって、各チームにおいては、チーム内に協会役員、審判員を兼ねる方がいるばあいには、それらの登録の遅延を防止するために、早期の登録完了をお願いします。

(2) 昨年度も残念ながら、チーム登録、選手登録及び各都道府県協会登録並びに団体登録金において未登録、支払いの遅延、未払いがありました。未登録の状況では、公式戦出場、審判員では公式戦の活動、役員においてはTD・MO活動ができないなど競技運営、大会運営にも支障をきたします。登録並びに登録金支払いについては主旨をご理解の上、正しい登録にご協力をお願いいたします。

(公財) 日本ハンドボール協会 競技・審判本部 登録担当